

# 海外短期研修プログラム参加申込における誓約書

室蘭工業大学国際交流センター長 殿

私は、室蘭工業大学が実施する海外短期研修プログラム（以下、プログラムという）に参加するにあたり、以下の事項を理解し、同意のうえで申込及び参加することを誓約します。

## 参加するにあたり理解する事項

1. 参加にかかる経費を渡航前に準備する必要があるため、事前に経済的負担者の了解を得たうえで申込みを行う。また、事前に支払わなければならない費用は、必ず定められた期日までに支払う。
2. 参加申込書提出、参加費用支払い後は、室蘭工業大学（以下、本学という）が正当と認めたとき以外辞退は認められない。なお、やむを得ない事情で辞退する場合は、キャンセル費用が発生する可能性があることを了承する。
3. 研修先の国や地域の安全上の状況によっては、本学がプログラムの中止・延期または帰国勧告を決定することがあることを理解し、本学の指示に速やかに応じる。その場合、本人・保護者共にこれらの事態等により発生する損害・負担について本学に一切請求を行わない。
4. 持病・アレルギー等健康状態に不安のある場合は事前に専門医等による診断を仰ぎ、許可を得てから申込みを行う。

## 参加に必要な手続き等に関する事項

5. 参加に必要な諸手続き（パスポートや査証の取得・費用支払い・海外旅行傷害保険加入等）は責任をもって虚偽の記述をせず指定期日までに完了する。また、諸手続きを完了していないため参加を取り消しとなった場合も、旅行規定・研修先の規定によりキャンセル費用が発生する可能性があることを了承する。
6. 参加中の危機管理対策として、日本エマージェンシーアシスタンス（株）の「派遣留学生危機管理サービスOS SMA（Overseas Student Safety Management Assistance）」に必ず加入する（加入費用は自己負担）。
7. 出発から帰国までを保険期間とする海外旅行保険（原則本学推奨のもの）へ必ず加入する（加入費用は自己負担）。
8. 提出書類に記載された個人情報、渡航や参加手続きの目的のため、訪問先等に提供されることに同意する。
9. 海外旅行保険会社や危機管理支援サービス会社が、その任務を全うするにあたり、個人情報を共有、利用することに同意する。
10. プログラムが定めた事前研修には、必ず参加する。

## 海外研修期間中に関する事項

11. 研修期間中は、プログラムの行程に添って行動し、本学及びプログラム引率者の指示に従う。
12. 研修期間中は、日本国及び滞在国内（地域）の法令、派遣先機関の規則を遵守し、本学の学生として責任ある行動をとる。滞在国内（地域）で合法とされることであっても、日本国の法令に準じた行動をとる（特に飲酒、薬物等）。
13. 研修期間中、参加学生が被った人的もしくは物的損害 または 参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)～(3)にあたる場合は、本学はその賠償責任を負わないことを了承し、本学の責任を問わない。
  - (1) 災害、暴動、テロリズム、盗難、事故、犯罪などによる損害、航空機等の突然のスケジュール変更、その他不可抗力により生じた損害
  - (2) 参加学生の故意、過失、法令違反、公序良俗に反する行為により生じた損害
  - (3) 参加学生の個人的な問題から生じた損害

## プログラム終了後に関する事項

14. プログラム参加中（事前/事後研修、海外研修）の修学・生活情報や集合・個人写真（提供を受けたものを含む）などの個人情報をプログラム運営・広報の目的や、安全上の目的のために本学が使用する可能性があることを了承する。
15. 帰国後は、期日までに指定の報告書を国際交流センターに提出する。
16. 帰国後、プログラム参加により撮影した写真や体験談などについて、本学が行う広報手段（ホームページ、各種印刷物等）への執筆・掲載及びイベントへの出席などがあることを了承し、依頼を受けたときは積極的に協力する。

提出日：平成 年 月 日

参加プログラム		
参加する学生氏名（直筆）	学籍番号	学部・学科／専攻名
	㊦	

保証人は、上記誓約書に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します。

また、誓約事項に反した場合、参加資格の取り消しや、室蘭工業大学の支援（奨学金等）を受けられなくなっても異議の申し立てはいたしません。

署名日：平成 年 月 日

保証人氏名（直筆）：

㊦ （学生との続柄： ）

注）保証人は原則として保護者（両親のいずれか）とする。